

人事院会議議事録

会議日

令和4年2月24日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
一之瀬給与第三課長

議題

人事院規則9-24(通勤手当)等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-24(通勤手当)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—24（通勤手当）等の一部改正
（令和 4 年 2 月 24 日院議説明概要）

- 1 年等定期券を使用している職員の通勤手当については、人事院の定める額を運賃等相当額とし、人事院の定める期間を支給単位期間として支給することとする規定を設け、併せて、1 年等定期券を使用している職員が通勤経路や通勤方法を変更等した場合の通勤手当の返納に関する規定等を整備するため、人事院規則 9—24（通勤手当）等の一部改正を行うこととしたい。
- 具体的な人事院の定めについては、通勤手当に関する事務総長通知である給実甲第151号（通勤手当の運用について）の一部を改正し、「人事院の定める額」については、1 年等定期券の価額を通用期間の月数で除して得た額に支給単位期間の月数を乗じて得た額等とすること、「人事院の定める期間」については、1 年等定期券の通用期間に応じて 6 箇月等とすること等を定めることとしたい。
- 改正後の規則において「人事院が定める」とされている事項を定める権限を事務総長に委任するため、昭和38年人事院公示第 5 号について所要の改正を行うこととしたい。
- 改正後の規則による認定事務への移行を円滑に進めるため、現に 1 年等定期券を使用している職員については、当該定期券の通用期間が終了する時点から改正規則による認定手続を行うことができるよう経過措置を設けることとしたい。

以 上